

虐待防止マニュアル

【児童虐待】

○児童虐待の定義

- ① 身体的虐待（殴る、蹴る、激しく揺さぶる、やけどを負わせる等）
- ② 性的虐待（こどもへの性的行為、性的行為を見せる、裸の写真を撮る等）
- ③ 心理的虐待（きつい言葉がけ、きょうだい間での差別、こどもの前で家族に対して暴力をふるう〔DV〕等）
- ④ ネグレクト（閉じ込める、食事を与えない、不潔、車の中に放置する、病院に連れて行かない等）

○保育を行う中でこんなこどもの様子があったら注意深く見ていく。

- * 登所時
 - ・ 衣服、頭髮の汚れ（毎日同じ服、季節感のない服、におう等）
 - ・ 不自然なあざ、怪我、やけど、怪我の理由をごまかす、つじつまが合わない
 - ・ 保護者の言葉に緊張した態度や視線を見せる
 - ・ こどもに暴言を吐いたり、強引に引っ張って連れてきたりする
 - ・ 毎日オムツがパンパンの汚れたまま登所する
 - ・ 理由不明で欠席するといった兆候がある場合や理由を問わず7日以上欠席が続く
- * 日中
 - ・ コップ等必要なものを持ってこない
 - ・ 叱っていなくても、すぐに「ごめんなさい」や「おこらないで」と言う
 - ・ 感情の起伏が激しい
 - ・ 無気力、無反応
 - ・ 朝から空腹を訴え、異常な食欲
- * 降所時
 - ・ 保護者の迎えを喜ばない、帰りがたがらない
 - ・ 他の保護者に必要以上に甘える
 - ・ 迎えが頻繁に遅れる
 - ・ 保護者が怒鳴ったり命令口調で連れて帰る

※ 上記のような事象があったら普段から記録を（日付を含む）ボールペン書きで残しておく

※ 傷、あざ等は写真に撮って残す（その際、顔も映るように、本人確認の為）

○通報のタイミング、連絡先

タイミング・・・朝一番 9:00

連絡先・・・①こども家庭課 94-5666

②こども福祉課 95-1111

※こどもに聞き取りをする際は最低限のことだけにする

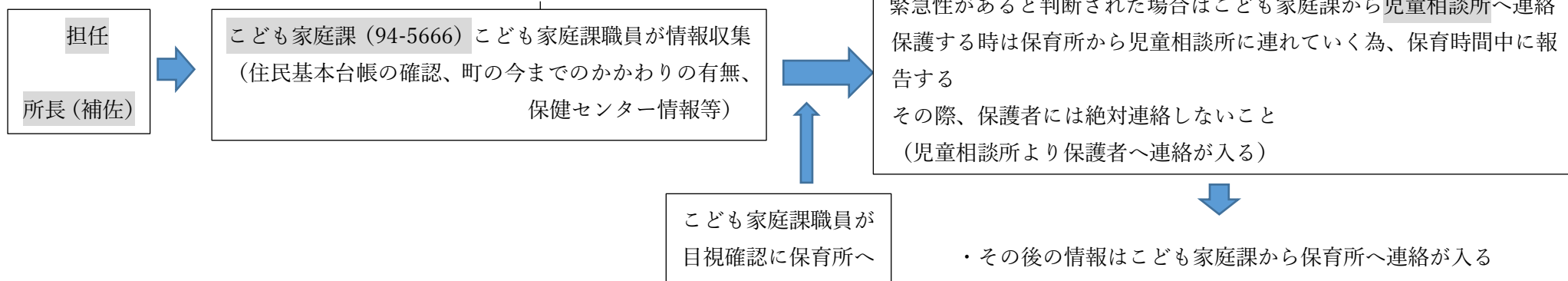
(詳しく聞いてしまうと、こどもは保護者との関係を壊したくないと考えて、話さなくなってしまうことがある)

報告内容

- ① こどもの基礎情報（名前および保護者名、生年月日、住所、兄弟）
- ② 虐待と思われる内容
- ③ 今、現在のこどもの状況（どこにいるか、泣いている、おびえている等）

緊急性が高いケース → 一時保護の可能性が高い為すぐ報告をする

- ◎首から上、危険部位に傷やあざがある
- ◎やけど
- ◎傷やあざが複数ある
- ◎性的虐待
- ◎こどもが家に帰りたくないと怯えている



【報告事項】

保育所

年 月 日 AM : PM :

* 確認者名 組 担任 ()

* 園児名 組 名 ()

* 怪我、あざ、傷の有無 有・無

* 部位 有 (頭・顔・体・手・足)

* 写真の有無 有・無

・ こどもの身体的な様子 ()

① おびえている、におう、オムツが朝からパンパンに汚れている等

・ こどもの話した内容 ()

・ 保護者の様子 ()

報告した人： 所長・ 補佐・ こども家庭課

※ 所長不在の場合はこども家庭課へ連絡する

【報告の流れ】

担当保育士

・ 報告事項を記載し報告



所長(補佐)

・ 経過観察 or 報告



① こども家庭課
② こども福祉課

・ 目視にて確認後、観察 or 通告



児童相談所